

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開会及び閉会日時

令和3年8月25日（水） 午前10時 開会
午前11時25分 閉会

2 開催場所

富士川町教育文化会館

3 出席及び欠席委員の氏名

出席委員	野中 正人	教育長	大森きよ子	職務代理
	秋山 悦彦	委 員	中村 高志	委 員
	望月 正人	委 員		

4 議場に出席した事務局の職員の職氏名

教育総務課長	中込 浩司	生涯学習課長	依田 正紀
中学統合準備室長	齋藤 栄治	総務学校担当リーダー	志村 豪

5 傍聴人及び報道

なし

6 教育長報告

令和3年7月26日から令和3年8月25日までの事務事業について報告。

【報告の要旨】

(1) 町民ふれあいラジオ体操会について

8月1日増小グランド他3会場で開催、660人参加、青少年育成区民会議によるあいさつ運動を併せて実施

(2) まん延防止等重点措置区域の指定について

8月17日に山梨県が指定、18日には県知事から富士川町が措置区域に指定。町教委では、地域の感染レベルを「レベル2」に指定、各教科等の活動はレベル3相当に設定した。この指定は9月12日までとなっている。

委 員	教科等の活動レベル3とはどのような内容となるか。
事 務 局	教科によってリスクの高い活動（合唱、調理実習等）は、一切行わないこととした。9月12日が延長されることがあれば、秋以降の行事についての延期が考えられる。

(7) 各種大会について

小学生コンクール、中学校テニス、バドミントン大会結果ほか

【委員了知】

7 会議に付した議案

議案第 19 号 令和 3 年度富士川町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 20 号 令和 3 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 21 号 令和 3 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 22 号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検と評価について

8 議題となった動議を提出した者の氏名

な し

9 議事の概要

(1) 令和 3 年度富士川町一般会計補正予算（第 6 号）について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明。

委 員 試掘調査費について、場所など詳しく説明をしてほしい。

事 務 局 この大久保地区では古墳があったところと言われ、地域を遺跡指定されているので町が試掘を行う必要がある。場所は「みさき橋」の高台が指定されている。

議 長 ただ今の提案でよろしいか。

全 委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(2) 令和 3 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(3) 令和 3 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

(4) 令和2年度富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検と評価について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明する。全面的に出来なかった部分について、成果と課題の記入方法を統一している。成果の部分については、中止とした経緯や理由を記載し、課題の部分は空欄とした。

委 員 防犯ブザーの貸与は、小学校高学年にも行っているのか。

事 務 局 1年生で貸与したブザーを6年間使ってもらっている。壊れた場合は個人で直してもらっている。

議 長 ブザーが使われた報告はあるのか。

事 務 局 ここ数年の間については、使われた報告は無い。

議 長 ただ今の提案で、よろしいか。

委 員 「異議なし」の声

【異議なし 可決】

10 協議事項
な し

11 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に基づく教育活動について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明。町教委では、地域の感染レベルを「レベル2」に指定、各教科等の活動はレベル3相当に設定し、各学校長に対策を指示するとともに、家庭内においてさらなる感染症対策を行うよう保護者に依頼通知を出した。

委 員 町の施設の貸出について、他市町では大きな大会などが行われているが、対策が出来れば町の施設は利用できるのか。

事 務 局 まん延防止等重点措置の期間中は、町の施設は貸出しないこととしている。

委 員 オリンピックを含め全国大会は行われている一方で、地域の活動を自粛するような動きは矛盾していると思う。これでは子どもたちにとって教育的に問題があるのではないかと思わざるを得ない。自粛についての検証がされていない中で、子どもたちはどのように思っているのか、子どもたちには伸び伸びとさせてあげたいと思う。コロナ禍の中で活動するなど、無難でない判断をすることは難しい事

ではあるが、要請にただ従うだけではいかなものかと思われるし、私たち大人が判断してあげる必要があるのではないかと思います。

【委員了知】

(2) 管内小中学校の運動会、学園祭について

議 長 事務局から説明を求める。
事 務 局 資料により説明。昨年と同様に、感染防止対策として半日での開催と昼食を食べないなど一定の制限を設けた内容となっている。

【委員了知】

(3) 第二次富士川町教育振興計画の策定状況について（経過報告）

議 長 事務局から説明を求める。
事 務 局 資料により説明。教育大綱を示して、振興計画の施策体系を説明。
委 員 振興計画では、「ウイズコロナ」の考え方をどのように示していくのか。
事 務 局 「ウイズコロナ」の考え方を意識した文章を、振興計画全体の中で示していくことを考えているが、それぞれ施策の中でどのように表現できるのかは、検討していきたい。
議 長 教育委員としても、振興計画の内容について説明を求められた際には、「ウイズコロナ」について説明できるような表現にしてもらいたい。
委 員 令和4年度からの5ヵ年計画であるので、「ウイズコロナ」を意識した感染症対策を取入れた計画になるのが望ましいのではないかと。
委 員 今後は、「ウイズコロナ」を意識した考えを持つことが、教育委員としても大事なことはないのかと思う。
委 員 新しい生活様式を取り入れていくことが重要だと思う。

【委員了知】

(4) 山梨県立増穂商業高等学校跡地の利用に関する基本協定の締結について

議 長 事務局から説明を求める。
事 務 局 資料により説明。8月17日に県知事に対し増穂商業高等学校の譲渡について依頼文書を提出、8月24日に基本協定書を締結した経過を説明。
委 員 譲渡における条件は、北杜市が高校施設を取得したのと同じものであるのか。
事 務 局 県が買収した土地とその上に建っている建物については、価格調査を行った金額の半分で譲渡する条件は同じであると思うが、基本協定には書かれていない。

議 長 過去に町が寄付した土地に建っている構造物は、町が必要なければ
県で撤去してもらえるものなのか。

事 務 局 寄付された土地は、元に戻して返すこととなるので、町として必要
がない構造物については県で撤去してもらえるが、県が買収した土
地にある構造物は、そのまま町に譲渡されることとなるので、必要
が無い構造物については、町で撤去しなければならない。

【委員了知】

(5) 新中学校開校検討委員会からの報告について

議 長 事務局から説明を求める。

事 務 局 資料により説明。活用する施設と教室等の配置の報告と、施設部会
の提案に対する意見書を提示。

委 員 提案に対する意見書については、委員会への報告だけでなく、今後、
開校検討会で検討する資料として、その意見などが反映された内容
の施設改修を進めていくことでよろしいのか。

事 務 局 施設部会でもこの意見を検討し、改めて開校検討委員会に提案して
いく考えである。

委 員 意見書の内容が保護者説明会で出された内容よりも踏み込んだ意見
が多いと思うが、これらの意見を反映してより良い改修が出来れば
と思う。

委 員 体育館に係る改修の意見もあるが。

事 務 局 今後の校舎改築計画を見据えた中で、仮校舎を建てないで改築する
考え方として、体育館を先に改築し、跡地にテニスコートを設置す
ると、現在あるテニスコートの位置に新校舎の建設が可能となる。
この計画で進むのであれば、体育館は早い時期での改築になると思
われる。

議 長 体育館の改築を急ぐ意見が出ているが、開校式典は県から譲渡され
た体育館で行うこととなるのか。

事 務 局 県から譲渡された体育館は、当面の間使うことを考えている。

委 員 プールについての意見も出されているが、建設する見通しはあるの
か。

事 務 局 現時点では決定していないが、中学校でプールを使う時期が1か月
程度となるので、建設費とその後の維持管理を考えると、町内にあ
るプールを利用した体育授業についても、検討していきたいと考えて
いる。

事 務 局 新中学校の開校を進めていく中では、両中学校施設の活用を並行し
て考えていかなければならない。増穂中学校の校舎は、増穂小学校
の校舎内部の改修を実施するには、仮設校舎の建設が必要となるの

で、この仮設校舎を建設するのではなく、増穂中学校校舎を仮設校舎として活用することを考えている。仮設校舎として利用した後は、増穂中学校校舎を解体し、跡地に増穂中体育館も利用しての町民体育館の建設を検討している。

鰍沢中学校校舎は、鰍沢小学校が5校の中で一番古い建物であり、底地が借地であることから、今後の施設改修や借地料の課題を踏まえて、鰍沢小学校校舎として鰍沢中学校の施設を活用することを検討している。

委 員
事 務 局

配置図の中でトイレの設置についてはどこになるのか。

新中学校校舎配置図に示しているが、普通教室棟では教室をトイレに全面改修することと、既存トイレは倉庫として利用する。管理棟の3階も普通教室をトイレに全面改修を行い、管理棟と渡り廊下にある既存のトイレについては改修する計画である。特別教室棟は渡り廊下のトイレを利用してもらう考えである。

委 員
事 務 局

特別教室棟の空白の部分はどうの様に考えているのか。

施設部会でも検討したが、今の段階では用途は考えていない。今後、配置が決まっていく中で、他の教室などを配置する案も出てくると思う。

委 員
事 務 局

特別教室の2階に図書室が配置されるのであれば、近くにトイレや水場の設置を検討した方が良いと思う。また、管理棟の2階に図書室が配置できるのかも併せて検討してもらいたい。

設計業者が決まった後に、管理棟2階の多目的室が図書室に出来るかどうかを判断してもらう考えでいる。

議 長

この後も、意見などが出てくるようであれば、次回定例会で述べることでよろしいか。

【委員了知】

12 その他
な し

13 今後の日程について
事 務 局 資料により説明する。

【委員了知】

14 議決事項

議案第19号 令和3年度富士川町一般会計補正予算（第6号）について

議案第20号 令和3年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計補正予算（第1号）について

議案第 21 号 令和 3 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計補正予算（第 1 号）
について

議案第 22 号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検と評価について

15 その他教育長が必要と認めた事項
な し

16 その他

○会議規則第 16 条第 1 項による会議の次第は別紙のとおり。

○次回教育委員会 定例会 9 月 24 日（金）午前 10 時 00 分

会議録署名

教 育 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

議事録作成 _____